

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

証拠説明書(甲A号証)

—控訴審第6準備書面に対応する証拠について—

2022年(令和4年)4月22日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

同 弁護士 本 橋 優 子

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成 者	立証趣旨
甲A 501	論文「同性婚認容判決と司法部の立ち位置」	写し	2022年 3月11 日	千葉 勝美	<p>元最高裁判事である千葉勝美氏による、本件第1審判決を含む同性婚訴訟及び司法部の立ち位置について検討した論文の内容。</p> <p>千葉氏が、第1審判決について、「LGBT問題の本質を正面から取り上げ、それが精神的な疾患であるとか、健全な社会道徳に反し性の秩序を乱す行為となり得るものとする従前見られた捉え方は問題の本質を正解せず、科学的根拠のないものであることを詳細に認定し判示し」、「その結果、LGBT問題は、司法部としても正面から受け止めるべき深刻なテーマであることが明快に示された」点で「画期的なものと評価できる」としていること。</p> <p>千葉氏が、憲法24条は、「明治憲法下の明治民法による前記の差別的な仕組みを明確に否定し、憲法の理念に基づく家族生活に関する基本原則を採用することを宣言したもの」（24条の趣旨Ⅰ）であり、「社会制度としての婚姻の定義を異性婚と定めることに強い意図があったとまではいえない」とする一方、「24条が置かれたことにより、その文言からして、<u>異性同士の婚姻が憲法の想定している社会制度としての『婚姻』であり、立法府としては、それに従った婚姻の具体的な内容を法律によって制定していくことが義務付けられたという趣旨が明らかにされた</u>」（24条の趣旨Ⅱ）が、「憲法24条の趣旨Ⅱについては、それを維持すべき国民的な理解と共感には大きな揺らぎが生じ」、「時代の進展により同性愛、同性婚を了解する価値観が広がってきている今日的状況にそぐわなく」なっていることから、「司法部としては、憲法24条については、その趣旨Ⅱは今日受容できないものとなっているとして、すなわち、趣旨Ⅱの同性間を認めない根拠となっている文言をそのようにならないような用語と意味に代わってきているとして（すなわち、「当事者」、「双方」という意味であるとして）憲法判断を行うことが考えられよう」、「そうすると、憲法24条は、異性婚に限定せず、婚姻という法的な社会制度一般についての基本理念を示したものであって、同性婚を排除していない、すなわち、制度として取り込むことを許容していると解することができる。そうすると、そうであるのに、同性婚を認めていない本件規定は、憲法24条の趣旨Ⅰにそぐわず、13条、14条に違反するものであって、その点で、これを是正するために必要な立法措置を講ずる必要があると判断されることとなろう」との意見を述べ、第1審判決26頁の判示についても、「《24条の文言にこだわらない解釈ができることを示したもの》、と捉えることもできる」との理解を示していること。</p>

以上